

協議会だより

必要な保育の確保のための緊急声明を発表しました

「新型コロナウイルス感染症」が拡大するなかで、二〇二二年九月二七日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、必要な保育を確保するための緊急声明を発表しました。

感染拡大の「第五波」で、一〇歳未満や一〇代の子どもたちへの感染が広がっています。学童保育の現場では、子ども・保護者・指導員の協力のもと、感染防止のための消毒作業の徹底、生活内容の見直しなど、感染拡大防止の手立てを講じています。また、学童保育の子どもや指導員にPCR検査で「陽性」との判定が出た場合や、濃厚接触者がいるとの判断があった場合は、自治体担当課や学

校、保健所との連絡・調整、保護者への個別の連絡などの対応を図っています。

二〇二二年八月末、感染の広がりをもまえて小学校の「臨時休業」（夏休みの延長）を決めた市町村や、時差登校・分散登校をはじめた市町村もありました。そうした地域では、学童保育の午前中からの開所に向けて、指導員の確保など、子どもへの受け入れ態勢の構築、利用希望の確認など、対策と対応を図ってきました。

「第五波」のもとで、「学童保育でクラスターが出たんでしょ」と保護者が避けられた、「昼食やおやつに時間を無駄に徹底していなかった」と事実と異なる報道がされた」「首長の発言で、おやつをつづけていいのか混乱が生じ、提供を見あわせている学童保育もある」など、感染拡大を心配する

あまり、風評や配慮に欠ける言動も見られます。また、「職員の自分が感染し、学童保育が休所となった。今後この仕事をつづけていいのだろうか」と、苦悩する声も聞かれます。

不十分な施設環境で、感染拡大防止に精一杯取り組み、運営しているなかで、心ない偏見は、学童保育で日々過ごす子どもや、仕事と子育ての両立に葛藤しつつ学童保育を信頼して子どもを通わせる保護者、そして、現場で子どもを守ろうと必死に努力をつづける指導員を疲弊させ、傷つけることになりかねません。

全国連協は、学童保育の目的・役割である「学童保育を必要とする子どもに、安全で安心して過ごせる継続的な生活の場を保障する」ために、ひきつづき、「新型コロナウイルス感染症 拡大防止の手立てを講じるとともに、子どもの声をもとに、学童保育での生活内容を充実させるための創意工夫が必要と考えます。

今回発表した緊急声明は、「新型コロナウイルス感染症」の拡大をはじめ、非常時・災害時にあっても「権利としての学童保育」が保障され、子ども・保護者にとって安全・安心な学童保育が実現されることを願うものです。声明のなかでは、以下の七点を要望として、まとめました。

◆指導員・子どもをはじめ、必要とする関係者が、必要に応じてPCR検査を受けられるよう、また、コロナ禍が収まるまで指導員が定期的にPCR検査を受けられるよう、検査体制の抜本的な拡充を図り、その検査にかかる費用は公費で負担すること。

◆二〇二二年の内閣府「子ども子育て支援交付金」を活用し、分散登校・授業時間の短縮により、通常の開所時間より長く開所する場合の職員の人件費を保障することを自治体に周知・徹底すること。「令和二年度第三次補正予算」にひきつづき、マスクや消毒液などの消耗品および空気清浄機などの

備品を整備し、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止にかかわる経費の予算を新たに確保することにより、保育の実施・継続を保障すべく。

◆学童保育の「臨時休所」などにとまねない、職員が自宅待機となった場合は特別休暇とし、職員の給与を保障すること。

◆現在、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名で发出されている事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和三年三月十九日現在）」を、子どもへの感染拡大に対応したガイドラインとし、学童保育が安全に運営されるよう周知・徹底すること。

◆希望する指導員がワクチン接種を早急に受けられるよう、関係機関に働きかけを。

◆子どもが安全に安心して健康的に過ごせるための環境整備、感染防止の観点から、これまで狭隘な施設・大規模な子ども集団で

運営されていた現状をあらため、最低でも国が示す「児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上」という施設の広さ、「おおむね四〇人以下」という子ども集団の規模を、すべての学童保育で実現するために、必要な代替施設の確保、継続的に運営するための施設を早急に新設・増設すること。

◆これらの要望を実現し、保育を必要とする子どもたちに「安全・安心な生活の場」を保障すること。

* * *
この緊急声明は、厚生労働省に届けたほか、厚生労働記者会（新聞社二社、通信社二社、テレビ局六局が常動社）にて資料配布し、在京の民放ラジオ局五局に送付しました。

コロナ禍において、支援を必要としている多くの学童保育に、地域の皆様、企業やNGO団体、諸団体などから、物資の提供をはじめ、さまざまなご支援・ご協力を

いただいておりますことに、あらためて御礼を申し上げます。

全国学童保育指導員学校 を開催しました

学童保育指導員の資質向上と学童保育の内容充実を目的に、全国学童保育連絡協議会が開催している「全国学童保育指導員学校」。

二〇二二年度は、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止の観点から、オンラインを活用して全国一〇会場で開催し、のべ六〇〇〇名が受講しました。

子ども一人ひとりが学童保育を「自らの生活の場」と感じることができ、学童保育がその役割を果たすことができるよう、指導員は以下の仕事を担っています。

○子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る。

○放課後や学校休業日の生活を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる（休

息やおやつ提供など）。

○子どもが遊ぶための環境の整備と、援助を行う。

○子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う。

○保育内容を記録する。

また指導員は、子どもと保護者に直接関わる仕事とともに、学童保育を円滑に運営するためのさまざまな仕事も担っています。

これらを通じて指導員は、子どもと保護者の思いを受けとめ、共に学童保育の生活を豊かにしていきます。そのためにも、継続的・日常不断に学びつつ、自らの実践を検証しながら、蓄積していきましよう。

また、指導員の仕事の理解を広げながら、働きつつけることができる条件を整えていくことが必要です。保護者と信頼関係を築きつつ、学童保育の内容をつくりあげていくことなどをたしかめ、学童保育をよりよくする取り組みを前進させていきたいと思います。